各 位

会 社 名 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社 代表者名 代 表 執 行 役 社 長 櫛田 誠希 (コード番号 8 5 1 1 東証プライム) 問合せ先 コーポレートガバナンス統括室長 日比 健太郎 (TEL.03-3666-3184)

# 株主提案に関する書面受領のお知らせ

当社は、当社株主より、2023 年 6 月開催予定の当社第 113 回定時株主総会に関し、 株主提案を行う旨の 2023 年 4 月 17 日付の書面(以下「本株主提案書面」といいま す。)を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株主提案に対する当社取締役会の意見については、決定次第速やかにお知らせいたします。

記

# 1.提案株主

INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP

株式会社ストラテジックキャピタル

### 2. 株主提案の内容

## (1)提案する議題

執行役会長の廃止のための定款変更の件 代表執行役社長の個別報酬開示に係る定款変更の件 社長経験者の再雇用等の禁止に係る定款変更の件 社長経験者の役員退任後の待遇開示に係る定款変更の件 大株主から行われた重要提案行為の開示に係る定款変更の件

## (2)提案の内容および理由

別紙に記載のとおりです。

なお別紙は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま 掲載したものです。

以上

### 第1 提案する議題

- 1.執行役会長の廃止のための定款変更の件
- 2. 代表執行役社長の個別報酬開示に係る定款変更の件
- 3. 社長経験者の再雇用等の禁止に係る定款変更の件
- 4. 社長経験者の役員退任後の待遇開示に係る定款変更の件
- 5. 大株主から行われた重要提案行為の開示に係る定款変更の件

### 第2 提案の内容

以下の1.から5.までの議案(以下「定款変更議案」という。)については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、https://stracap.jp/8511-JSF/又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンクhttps://stracap.jp/を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は(単体)と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1.執行役会長の廃止のための定款変更の件 現行の定款の第32条を以下のとおり変更する。

#### 現行定款

(役付執行役)

第32条 取締役会は、その決議によって執行役社長を選定する。

2 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、役付の執行役を選定することができる。

### 変更案

(役付執行役)

第32条 取締役会は、その決議によって執行役社長を選定する。

- 2 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、<u>執行役副社長、執行役専務及び執行役常務</u>を選定することができる。
- 2 . 代表執行役社長の個別報酬開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 役員の報酬開示

(代表執行役社長の報酬開示)

第38条 当会社は、代表権を有する執行役に対して前事業年度に報酬として支給した金額(非金銭報酬を含む。)を、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

3. 社長経験者の再雇用等の禁止に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 社長経験者の処遇

(社長経験者の再雇用等の禁止)

第39条 当会社は、当会社の社長を退任した者を、当会社の役員、相談役・顧問等の名称を用いた役職者又は使用人(以下「役職者等」という。)とせず、また、当会社の完全子会社をして役職者等とさせない。

- 2 当会社は、当会社の社長を経験した者と、委任契約、業務委託契約その他の継続的契約(以下「継続的契約」という。)を締結せず、また、当会社の完全子会社をして継続的契約を締結させない。
- 4. 社長経験者の役員退任後の待遇開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

(待遇の開示)

第40条 当会社は、当会社の社長を経験した者であって、かつ当会社の常勤の役員又は使用人でない者(以下「社長退任者」という。)に対し、前事業年度に利益又は便宜の供与(ゴルフ会員権、社用車又は建物を無償又は著しく廉価で利用させる行為を含むがこれらに限定されない。以下本項において同じ。)を行った場合、東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書においてその内容を個別に開示する。当会社の完全子会社が社長退任者に対し利益又は便益の供与を行った場合も同様とする。

5.大株主から行われた重要提案行為の開示に係る定款変更の件現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第11章 重要提案情報の開示

(重要提案情報の開示)

第41条 当会社は、重要株主(直近に提出した大量保有報告書又はその変更報告書に記載された株券等保有割合が20%超である株主をいう。)から重要提案行為等(金融商品取引法27条の26第1項及び同法施行令14条の8の2第1項各号に定めるものをいう。)に該当する提案(以下「重要提案」という。)を受けた場合、重要提案がなされて以降最初に当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書(以下「CG報告書」という。)において、少なくとも次に掲げる事項を開示する。ただし、当該重要株主が当該開示を行うことに反対したときは、この限りではない。

- (1) 重要提案がなされた日付
- (2) 重要株主の氏名又は名称
- (3)重要提案の内容
- (4) 当会社の対応方針
- 2 前項において開示の対象となる重要提案は、当会社がCG報告書を提出する日からさかのぼり1年 以内になされた重要提案とする。

# 第3 提案の理由

1.執行役会長の廃止のための定款変更の件

当社の歴代社長が上場以来70年以上にわたって、日本銀行の理事経験者(以下「元理事」という。) の天下り先として利用されてきたことは周知の事実である。それに加え、1980年代以降、社長へと 天下りを行った元理事は、社長退任後、さらに当社の会長へと天下りを継続している。

そもそも、当社は指名委員会等設置会社であり、業務執行を担う執行役と、経営の監督機能を担う取締役にその役割が明確に分けられている。その中で、当社の社長を退任した後に執行役会長に就任した小林英三氏が果たすべき役割が何であるのか、また同氏が会長として当社に籍を置く意義について、当社は十分な説明を行っていない。

そこで、そもそも元理事のみに用意された天下りの指定席であり、さらにはその存在意義も疑われる 会長職については、当社のガバナンス向上のため、廃止すべきである。

## 2. 代表執行役社長の個別報酬開示に係る定款変更の件

当社は、櫛田誠希氏(以下「櫛田氏」という。)を代表執行役社長に選任する理由として「金融・証券の分野での幅広い経験・知識を有する」とする。しかし、櫛田氏は提案株主との面談や決算説明会において、「株価は将来キャッシュフローを資本コストで割り引いたもので、ROEや純資産は何の関係もない」、「WACCも時価で計算するように、ROEのEに時価総額を使えば当社のROEは高い」などと繰り返し発言している。

櫛田氏は日本銀行元理事であり、証券アナリスト協会の現役理事でもあるが、その経歴に反して、櫛田氏は株式の価値評価に関する基礎的な知識を欠いている。

当社は、本年になって「(櫛田氏の将来の後継者については)公共部門出身者を含めない方針」と発表したが、株式の価値評価の知識もなく、解散価値未満の株価を放置する櫛田氏が今後も社長を務めるのならば、当社のガバナンス向上のため、せめて櫛田氏の報酬を開示するべきである。

## 3. 社長経験者の再雇用等の禁止に係る定款変更の件

顧問や相談役の存在について、ガバナンス上の問題が指摘されていることは周知の事実である。現在、当社に特別顧問はいないが、「社長経験者を特別顧問に委嘱する場合があります」としており、また、1990年以降続く当社の慣例に従えば、現会長である小林英三氏が近い将来、特別顧問に就任することが既定路線となっていると推察される。

昨年、提案株主は株主提案を通じて特別顧問廃止を求めたが、当社取締役会は「財界等におけるリレーションの維持やPR効果を期待しており、企業価値向上につながる」とその存在意義を主張し、当該株主提案に反対した。

しかし、当時の特別顧問であった増渕稔氏は、昨年の定時株主総会後に退任しており、特別顧問の存在が当社にとって特段必要ではないことが明白となった。

取締役会が主張する存在意義が不要であることが明らかになった以上、特別顧問を含め、社長退任後の再雇用等の制度は廃止するべきである。

### 4 . 社長経験者の役員退任後の待遇開示に係る定款変更の件

当社には特別顧問以外にも、名誉顧問なる役職が存在している。名誉顧問の氏名は非開示だが、少なくとも日本銀行元理事であり、当社の元社長である小島邦夫氏(以下「小島氏」という。)は、現在も当社の名誉顧問を務めている。

当社は名誉顧問について「肩書きの使用を許諾しているのみであり、無報酬」であると開示している。 しかし、当社が日本銀行の天下りである小島氏ら名誉顧問のために、ゴルフ会員権を保有したり、社用 車を利用させたり、執務室を用意したりといった金銭以外の何らかの形で利益又は便宜の供与を行い、 開示を逃れるよう配慮している可能性がある。

さらに、開示を逃れるために、日本銀行の天下りである当社の社長経験者を完全子会社の顧問などに 処遇している可能性も危惧される。

なお、いずれの疑義も可能性に過ぎないため、当社が、上記のような利益又は便宜の供与を行っていないことを表明した場合、本議案は取り下げる予定である。

### 5 . 大株主から行われた重要提案行為の開示に係る定款変更の件

当社にとって、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(以下「SFP」という。)は発行済株式総数の20%超を保有する大株主(以下「20%超株主」という。)である。20%超株主が会社の場合、当社が持分法適用会社になることを踏まえると、SFPが当社に与える影響の大きさは容易に想像できる。

つまり、SFPが当社に対して行う重要提案は、一般的に考えられるエンゲージメントの枠を超えて 実現可能性が高いと考えられ、当社の経営や株主価値、そして一般株主の利益にも大きく影響し得る。

そこで、一般株主の利益保護を目的に、当社においては、20%超株主から受けた重要提案の内容を開示することを求める。なお、提案株主は、東京証券取引所が2023年3月31日付で公表した「株主との対話の実施状況等に関する開示について」の趣旨に賛同しており、提案株主による当社への提案内容が開示されることに異論はない旨付言しておく。

以 上